

特定非営利活動法人日本肺癌学会に対する取材活動に関する内規

- 第1条 本内規は、特定非営利活動法人日本肺癌学会（以下「本学会」という）に対する外部組織からの取材活動（新聞、テレビ、ラジオ等）についての手順を定めるものとする。
- 第2条 取材申請者は、本学会の取材(撮影)申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、学会事務局宛てに FAX（03-3272-8655）又は電子メール（office@haigan.gr.jp）で申請を行う。
- 第3条 取材申請のあった場合、事務局は速やかに理事長及び広報委員会に報告する。
- 第4条 広報委員会は、取材内容や方法が本学会のミッション・ビジョン・コアバリューに照らして適切か否かを考慮して許諾可否を判断する。可の場合は対応者を決定する。
- 第5条 取材申請に対する許否については、原則的に1週間以内を目途に事務局より取材申請者に通知する。
- 第6条 取材者は、取材申込書に記載された成果物作成の目的の範囲でのみ利用するものとし、これ以外の目的で取材内容を利用してはならない。
- 第7条 取材内容の成果物の内容に関しては、原則的に対応者および広報委員会委員長、もしくは理事長が報道・掲載前に可能な限り確認し、問題があれば訂正する。
- 第8条 取材内容の成果物が、本学会の意図と反する内容或は誤解されかねない内容を含む場合は本学会は取材者に対し、訂正、撤回、謝罪等を含む対応を要請するものとする。
- 第9条 取材者が、本内規に違反した場合は、原則として、今後取材を受付ないものとする。
- 第10条 本学会会員が個人的に取材を受ける場合は、その旨を事前に学会事務局を通して広報委員長に報告し、本学会とは関わりのないことを明らかにする。